

平成25年 第3回

木古内町議会臨時会会議録

平成25年4月19日 開会

平成25年4月19日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

目 次

提出された案件及び議決結果	1
議事日程	2
第1日目（平成25年4月19日）	
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 行政報告	3
日程第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	5
日程第 5 議案第5号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	6
日程第 6 議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算（第1号）	6
日程第 7 議案第2号 平成25年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6
日程第 8 議案第3号 平成25年度木古内町水道事業会計補正予算（第1号）	6
日程第 9 議案第4号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定について	14
閉会の宣告	16
会議録署名議員の署名	17

平成25年4月19日（金）第1号

- 開会日時 平成25年4月19日（金曜日）午後 1時30分
○ 閉会日時 平成25年4月19日（金曜日）午後 2時28分
-

・出席議員（10名）

1番	福嶋克彦	6番	竹田努
2番	又地信也	7番	笠井敬吾
3番	佐藤悟	8番	新井田昭男
4番	吉田裕幸	副議長	9番 東出洋一
5番	平野武志	議長	10番 岩館俊幸

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
総務課長	新井田勝幸
町民税務課長	大瀬政廣
会計管理者	大瀬政廣
保健福祉課長	中島茂行
まちづくり新幹線課長	福田伸一
産業経済課長	木村春樹
建設水道課長	若山忍
教育長	野村広章
生涯学習課長	佐藤宏生
給食センター長	佐藤宏生

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本哲
議事担当主査	近藤真恵子

平成25年第3回臨時会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	25. 4. 19	原案承認
議案第1号	平成25年度木古内町一般会計補正予算（第1号）	25. 4. 19	原案可決
議案第2号	平成25年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	25. 4. 19	原案可決
議案第3号	平成25年度木古内町水道事業会計補正予算（第1号）	25. 4. 19	原案可決
議案第4号	木古内町税条例の一部を改正する条例制定について	25. 4. 19	原案可決
議案第5号	木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	25. 4. 19	原案可決

平成25年 第3回 木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 平成25年4月19日（金）

午後1時30分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		行政報告
4	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて
5	議案 第5号	木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
6	議案 第1号	平成25年度木古内町一般会計補正予算（第1号）
7	議案 第2号	平成25年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
8	議案 第3号	平成25年度木古内町水道事業会計補正予算（第1号）
9	議案 第4号	木古内町税条例の一部を改正する条例制定について

(午後1時30分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

- 議長(岩館俊幸君) ただいまから、平成25年第3回木古内町議会臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員は10名でございます。
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

- 議長(岩館俊幸君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。
5番 平野武志さん、6番 竹田努さん、以上、2名を指名いたします。

会 期 の 決 定

- 議長(岩館俊幸君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存知ますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)
○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認めます。
よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

行 政 報 告

- 議長(岩館俊幸君) 日程第3「行政報告」。
町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
町長。
○町長(大森伊佐緒君) 皆様、お疲れさまでございます。
議員各位におかれましては、新年度を迎え、何かとご多忙中の所をご出席を賜り、心から厚く感謝を申し上げます。
平成25年第3回臨時会の開催にあたりまして、行政報告が2件ございますので、ご報告を申し上げます。

まず1点目は、JR江差線（木古内・江差間）の鉄道事業廃止についてでございます。

平成25年3月1日開催の第4回JR江差線（木古内・江差間）対策協議会において北海道旅客鉄道株式会社から提示のありました地元支援策について、平成25年3月28日開催の第5回対策協議会において、これを承諾し、別紙内容の覚書きを締結の上、JR江差線（木古内・江差間）の鉄道事業廃止に同意したのでご報告をいたします。

2点目は、交通事故の発生についてでございます。

3月26日13時43分ころ、町内字釜谷56番地の3地先の国道で知内町在住の男性（58歳）の運転する乗用車が、路肩に駐車していた軽ワゴン車に追突し、弾みで軽ワゴン車の前方に立っていた町内字釜谷在住の男性（70歳）が軽ワゴン車にはねられました。

はねられた男性は頭や腰などを強く打ち、函館市内の病院に搬送されましたが、約5時間後に死亡が確認されました。

木古内警察署では、乗用車を運転していた男性の前方不注意が事故原因とみております。

なお、木古内町の交通死亡事故は平成23年9月27日以来で、交通死亡事故ゼロは545日でストップとなりました。

以上で行政報告を終わります。

○議長(岩館俊幸君) 行政報告が終わりましたので、質疑があれば受けたいと思います。

2番、又地信也さん。

○2番(又地信也君) JR江差線の鉄道事業廃止について覚書きが添えられておりました。

そこで1点なんですが、3条の3の部分でちょっとお知らせいただきたい。「甲及び乙は理由の如何を問わず第1項で定めた金額の精算を一切行わないものとする」とあるんですが、この1項で定めた金額云々の部分はどの部分をさすのか。それと、この部分の詳しい中身を教えてくださいなと思うんですが、お願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(新井田勝幸君) ただいまのご質問にお答えいたします。

「第1項で定めた金額の精算を一切行わない」というのは、第3条にございます「乙は、甲にたいして9億円を支払う」、この9億円のことでございます。そしてこの内容につきましては、第1条で謳ってありますように、バス運行した場合の18年間の収支を各自治体が賄えるその金額の総額ということでございます。

○議長(岩館俊幸君) 2番、又地信也さん。

○2番(又地信也君) そこでですね、「精算を一切行わない」という背景は、逆を返せば「3年間で26、27、28年度で9億円支援しますよ」ということなんですが、3年間でこの9億円を支援されても、例えば余ってもその精算はしないという取り方でよろしいですか。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(新井田勝幸君) ご指摘のとおりでございます。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

3番、佐藤悟さん。

○3番(佐藤悟君) 3番、佐藤です。

第1条の2項、「前期の収支精算をバスが木古内駅・江差高校間」とここに謳われておりますが、わたくし達は一応木古内駅から江差の駅までというような理解をしておったわけなんです、江差の駅から更に江差高校まで延長するという理由、そしてどの位の距離があるの

か。

暫時、休憩をいたします。

休憩	午後13時36分
再開	午後13時37分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにごいませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) それではないので、以上をもちまして行政報告を終了いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(岩館俊幸君) 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野泰君) ただいま上程になりました、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度木古内町一般会計補正予算(第12号)の専決処分を行い、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,544万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,533万3,000円とするものです。

内容は、平成24年度国の緊急経済対策に合わせ、3月定例会で議決された駅周辺整備事業等の財源について、起債借り入れ条件変更と国庫補助金額の充当年度の変更及び地域の元気臨時交付金の算出見込み額修正による補正です。

それでは、詳細について、地方債の補正は第2表、4ページをお開き願います。

借り入れ限度額を6億3,850万円とするものです。

次に、歳出9ページをお開き願います。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費25節 積立金、3,544万円の減額は、この度の補正で不足する財源について、財政調整基金積立金を減額し充てるものです。

続きまして10ページです。8款 土木費、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費、2目 道路新設改良費、3項 都市計画費及び3目 都市計画整備費はいずれも財源振り替えです。

次に、歳入7ページをお開き願います。13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、6目 総務費補助金、1節 総務費補助金で6,644万円の減額は、繰り越し財源の過疎債の増額と社会資本整備総合交付金の増額により、地域の元気臨時交付金が減額となるものです。

続きまして8ページです。20款 町債、1項 町債、3目 土木債、1節 道路整備事業債1,500万円の減額と、3節 都市計画整備事業債、4,600万円の追加は、過疎債の借入枠が増えたことによる調整です。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案については原案のとおり承認されました。

議案第5号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第1号)

議案第2号 平成25年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第3号 平成25年度木古内町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(岩館俊幸君) 日程第5 議案第5号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、日程第6 議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第1号)、日程第7 議案第2号 平成25年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第8 議案第3号 平成25年度木古内町水道事業会計補正予算(第1号)については、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第5号、議案第1号、議案第2号、議案第3号につきましては、一括して上程となりましたので議案毎に提案理由の説明を申し上げます。

私からは、議案第5号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の新旧対照表につきましては、議案説明資料 資料番号1の12ページから15ページに添付しておりますので、ご参照を願います。

改正内容につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月29日法律第3号で改正されたことに伴い、改正を行うものでございます。

附則といたしまして、第1条では施行期日を規定し、第2条では適用区分を設けております。

なお、詳細につきましては、のちほど町民税務課長より説明をさせますので、よろしくお

願いを申し上げます。

それでは、議案第1号以降は大野副町長に代わります。

○議長(岩館俊幸君) 副町長。

○副町長(大野泰君) ただいま上程になりました、議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出にそれぞれ1,210万6,000円を追加し、35億9,411万7,000円とするものです。

補正の主な内容は、1款 議会費は、賃金、共済費の補正です。2款 総務費は、職員の産前産後の休暇、育児休業取得に関する代替臨時職員の賃金・共済費及び報償費の補正です。4款 衛生費は、水道事業会計負担金に係る補正です。5款 労働費は、体験観光推進事業に係る補正です。10款 教育費は、総務費同様、職員の産前産後の休暇、育児休業取得に関する代替臨時職員の賃金・共済費及び栄養教諭の指導員賃金に係る補正です。14款 職員給与費は、特別職並びに教育長の人件費、管理職手当、共済費に係る補正です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議願います。

続きまして、議案第2号についてご説明申し上げます。

ただいま上程になりました、議案第2号 平成25年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、164万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億6,198万4,000円とするものです。

補正の内容は、議案第5号で提案しております、国民健康保険税の世帯別平等割額の軽減期間を3年間延長することに伴う、国保税事務処理システムの改修及び新たにレセプト点検業務を委託する費用並びに予備費に係る補正です。

それでは、詳細について歳出からご説明申し上げます。7ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、13節委託料 263万2,000円の追加につきましては、レセプト点検業務を行っております嘱託員の退職後の業務を専門業者へ委託する費用として98万3,000円、税改正に伴うシステム改修費用として164万9,000円の追加です。

続きまして、8ページをお開き願います。11款 予備費、1項 予備費、1目 予備費 98万3,000円の減額につきましては、この度の補正で不足する財源を予備費から充当するものです。

次に、歳入についてご説明します。6ページをお開き願います。3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 財政調整交付金、1節 財政調整交付金、164万9,000円の追加につきましては、システム改修分について全額特別調整交付金の交付が決定したことによる追加です。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

続きましてただいま上程になりました、議案第3号 平成25年度木古内町水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。収益的収入及び支出の予定額におきまして、収益的収入では9万9,000円を追加し、その総額を1億4,086万6,000円とし、収益的支出では19万7,000円を追

加し、その総額を1億5,471万3,000円とするものです。

また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を4,534万円に改めるものです。

それでは、収益的支出から説明させていただきます。

7ページをお開き願います。1款 水道事業費用、1項 営業費用、4目 総係費、節 手当、管理職手当の改定費用としまして19万7,000円の追加をお願いします。

次に、収益的収入を説明させていただきます。6ページをお開きください。

1款 水道事業収益、2項 営業外収益、2目 他会計負担金、節 他会計負担金、管理職人件費の増額分にかかる一般会計負担分として、2分の1相当額9万9,000円の追加です。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(新井田勝幸君) ただいま上程されました、議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第1号)について、詳細をご説明申し上げます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので10ページをお開き願います。

1款 議会費、1項 議会費、1目 議会費、4節 共済費 23万6,000円、7節 賃金、154万3,000円の追加は、議会事務局臨時職員配置によるものです。

続きまして、11ページです。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、4節 共済費13万8,000円、7節 賃金、90万円の追加は、職員の産前産後休暇及び育児休業取得に伴う臨時職員配置によるものです。8節 報償費、11万9,000円の追加は、平成25年春の叙勲受章者が内定したことにより、規則に基づき旅費相当額を追加するものでございます。

続きまして12ページです。4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、19節 負担金補助及び交付金、9万9,000円の追加は、水道事業会計人件費の増額による一般会計負担金の追加です。

続きまして、13ページです。5款 労働費、1項 労働諸費、1目 労働諸費、13節 委託料、353万6,000円の追加は、議案説明資料資料番号1の1ページをご覧ください。

国の緊急雇用創出推進事業を活用し、体験型観光を充実させるために、全国的な発信や新たな顧客増加を目的に体験観光推進事業を外部委託するものでございます。

議案に戻っていただきまして、14ページです。10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費、4節 共済費、14万6,000円、7節 賃金、91万2,000円の追加は、職員の産前産後休暇及び育児休業取得に伴う臨時職員配置によるものでございます。

続きまして15ページです。5項 保健体育費、3目 学校給食費、7節 賃金、24万5,000円の追加は、平成25年4月より新規採用となりました期限付栄養教諭の指導員を配置するための追加でございます。

続きまして、16ページです。14款 職員給与費、1項 職員給与費、1目 職員給与費、2節 給料、153万6,000円の追加は、平成25年度の特別職の独自削減額緩和措置に基づく追加でございます。3節 職員手当等の追加221万3,000円は、特別職の給与の独自削減額緩和措置による期末・勤勉手当の追加と、管理職手当を定率制から定額制にしたことによる追加でございます。4節 共済費、48万3,000円の追加は、給料及び職員手当等が増額となったことによる共済組合負担金等の追加でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。7ページをお開きください。

14款 道支出金、2項 道補助金、4目 労働費補助金、1節 労働費補助金、353万6,000円の追加は、体験観光推進事業業務委託を実施するための緊急雇用創出推進事業補助金10分の10の追加です。

続きまして、8ページでございます。17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金、1節 財政調整基金繰入金で855万1,000円の追加は、この度の補正増により不足する財源について、財政調整基金を取り崩して財源とするものございます。

続きまして、9ページです。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入、1万9,000円の追加は、雇用保険繰替金の追加でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(岩館俊幸君) 町民税務課長。

○町民税務課長(大瀬政廣君) 議案第5号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案説明資料に基づいて説明をさせていただきます。

議案説明資料12ページをお開きください。

この度の改正は、国民健康保険に加入している世帯の平等割額について、税条例第5条の2項が見直しをされましたので、内容について説明をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の国民健康保険加入者を対象として移行する医療制度として平成20年度より施行されております。

国民健康保険に加入されている世帯で所得の低い世帯の軽減判定をするとき、その世帯に75歳以上で後期高齢者医療制度に加入されているかたと、75歳以下で国民健康保険被保険に加入されている世帯において、後期高齢者医療制度に移行したかたと継続して同一世帯であれば、移行したかたの人数・所得を含めて負担する税金を軽減する判定としておりました。

この課税緩和制度は、5年間という期間が定められておりましたので、この度の改正で平成25年4月1日からこの限度を廃止することになりました。

また、この制度で世帯に後期高齢者医療制度へ移行するかたがいる場合、これにより国民健康保険加入者が一人になり、移行したかたと同一世帯であれば5年間は医療分に係る平等割、一世帯にかかる課税額が1万9,000円でございますけれども、この2分の1、9,500円が軽減されております。この対象世帯が、12ページ中段にあります特定世帯ということで表現をしております。

この度の改正で、5年を限度として軽減していた世帯を更に3年間延長することとなりました。延長される医療分に係る平等割が基本額の1万9,000円の4分の3、1万4,250円となります。この世帯を、【3】特定継続世帯として追加するものがございます。

13ページから15ページは、改正される内容の平等割で賦課される国保税の軽減の内容について記載をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番、竹田努さん。

○6番(竹田努君) 13ページの労働諸費で緊急雇用創出推進事業で今回、交付金を活用した部分での計上だということで、その部分がわかりました。

ただ、今回、緊急雇用創出事業、これは当初では考えられなくて今回、臨時での計上になったということなんですけれど、ここの緊急性・必要性からすれば体験観光の推進事業は、町の行政直轄ではないんですけれど、任意団体が継続して何年間もやってる事業だというふうに認識をしておりますけれど、今後はこの法人化を検討。これの行政が後押しするというそういう位置づけでいいのか。それであれば何故この10か月間、1年間でなくて年間を通してではなくて、10か月間という部分なのか。その辺について、確認というか答弁願いたいと思います。

それと15ページ、学校給食費で非常勤職員の臨時賃金、24万5,000円計上になっていきますけど。金額は別に、この4月1日から栄養士が配属になっているのに、期限付き指導をしなければならないというのはどういうことなのか、この部分の説明をお願いしたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) 産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君) 竹田議員の質問にお答えいたします。

まず、当初予算の策定のスケジュールであります。ご承知のとおり1月の下旬に予算案が確定いたしまして、2月の中旬に予算書の印刷を発注いたします。そして、2月の20日前後に関係者に予算案の配布ということになります。

一方、この緊急雇用創出推進事業につきましては、渡島局のほうから通知があったのは2月の中旬でございました。その後、庁舎内で該当事業がないかどうかを協議いたしまして、「ほぼこの事業で選定していこう」と決まったのが3月の中旬ということでございます。渡島局への提出期限が3月の15日でしたので、その間も局やあるいは庁舎内協議を進めていったということで、当初予算の計上には間に合いませんでした。

一方、この事業の性格として、緊急経済対策事業でありますので、「可及的速やかに事業を行いなさい」ということでありましたので、今回4月の臨時会で計上させていただきました。

また、まちづくり体験観光推進事業につきましては、これまでも町の中でできる限りの支援を行ってまいりました。今後も予算も含めて、あるいは人的支援も含めて対応できる限りの支援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(岩館俊幸君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐藤宏生君) 学校給食センターの賃金なんですけれども、この度前任の栄養教諭が退職されまして、その後任に期限付きの栄養教諭が配置されました。しかし、配置されました栄養教諭が学校を降りたばかりで、まだ調理場での現場経験がございません。そこで、現場経験のある指導員を着けて指導するというためのものがございます。

○議長(岩館俊幸君) 6番、竹田努さん。

○6番(竹田努君) 栄養職員の指導者ですけれど、これは栄養士さんではなくて、調理員さんの指導を受けるということなのか、栄養士さんを指導するのに栄養士の資格をもった人間なのかどうか。これは、例えば町内に在住というか、そういうかたがいるのかどうかという部分も含めて再度答弁を求めます。

それと、緊急雇用の関係ですけどこれは今回、新たに観光推進費ということで650万円ほど一般会計で、産業経済課担当の部分として新たな項目を設置しました。そこでも、臨時職員1名の配置がされてます。それは、木古内町の広域観光ではなくて、町内の観光推進を進

めるためのものだということで、当初予算委員会の中でそういう説明を受けてきたわけです。

ただ、今回の補正の体験観光の10か月間というのは、やはり体験観光を後押しする行政とすれば、やはりこれは1年間通して、もし交付金で足りない部分は単費でも計上をして、町も一緒になって法人化に向けて、先ほど課長からの答弁の中では「財政支援もあるし、行政的な人的な支援もしていく」という答弁をいただきましたので、その部分は力強いと思うんですけど、やはりそういうふうにするのであれば、10か月という期限ではなくて、通年通した支援をすべきでないかなというふうに思うものですから、再度答弁願います。

○議長(岩館俊幸君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐藤宏生君) 期限付栄養教諭を指導するかたは、町内在住のかたで、かつて栄養教諭としてお勤めになった経験のあるかたでございます。

○議長(岩館俊幸君) 産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君) 担当課としても通年12か月で行うということが望ましいのですが、先ほど説明したとおり当初予算ではまず間に合わなかったということが一つです。

そしてまた、この事業が予算計上して事業採択になった場合においても、今後ハローワークでの求職業務あるいは有識者会議というものを設置した上で、その事業が真に適正かどうかというのを審議していただくということがこの事業の要件になっておりますので、若干時間がかかるということでございます。いずれにしても、それらを含めた中で早期に事業を展開していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 9番、東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) 今のその緊急雇用創出の関係なんですけれども、そうするとこれはそのまま観光協会の中にあるこの体験観光の部分にこのままストレートにこのお金がいくものなのかどうか、一つ確認だけはさせていただきたいと思えます。

去年も、我々委員会でいろいろと体験観光については熱い思いを聞かされてきたわけなんですけど、その中の一つとして「できれば法人化したいんだ」と。そんなことで、我々も要望として承ってきたんですけれども、その辺の関係は現段階で進んでいるのかどうか、もし、その辺の面談の中で話がされていればお聞かせいただきたいと思えます。

それから総務課長、非常勤職員の関係なんですけれども、説明の中では臨時職員と言っているんですよ。今回の議案には、非常勤職員という形で記載されているんですけど、臨時職員というのはなく、その辺は私もど忘れしたんですけれども、雇用して最低6か月間は臨時職員なのかなと。その以後、非常勤職員なのかなというふうに私認識しているんですけれども、どうも説明を聞いていれば臨時職員扱いであなた説明しているんですけど、この辺はどういうふうに理解をすればいいんですか。まずはその2点。

○議長(岩館俊幸君) 産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君) 東出議員のご質問にお答えいたします。

まず、この予算につきましては全額委託料ですので、ご指摘のとおりまちづくり体験観光推進協議会に委託料として支出予定でございます。

また、法人化含めて、まちづくり体験観光についての課題につきましては、この間も幾度か関係者と協議しておりますが、町と関係者の間で体験観光の検討会というものをつくりまして、今後も継続して検討していくこととなっております。

以上です。

○議長(岩館俊幸君) 副町長。

○副町長(大野泰君) 昨年、臨時職員等に関する規則についての変更を行っておりますので、その際、私のほうから提案をさせていただきましたので、整理をした内容についてお話をさせていただきます。

非常勤職員等ということで、1年契約ができるというふうに制度改正をしたのが昨年12月です。6か月雇用につきましては、従来のおり臨時職員の考え方に入ります。

臨時職員で6か月を2回更新し、それで更に翌年、「その業務に必要な人材が必要だ」ということとなりますと、そのかたを判断をして1年雇用の非常勤職員に変更していくということで、1年以内のかたにつきましては臨時職員という呼び方になります。記載の仕方は、非常勤職員等に関する規則の変更ということにして一括りにしましたから、記載は非常勤職員等という表現で今回記載をさせてもらっております。

以上です。

○議長(岩館俊幸君) 9番、東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) いま、後段で総務課長が記載はそういう非常勤職員ということで記載されていると言うんだけど、一つネックになったのは給食センターの栄養士さんの関係になると期限付きでしょ。期限付きとボンッと言っちゃってるんですよ。だから、はたしてこの記載の中で、「等」という言葉を使って、非常勤職員等という言葉であなたは包含されているけれど、厳密に言ったら臨時職員になるんじゃないですか。期限付きで、いま新任で来た栄養教諭に関しては、「何か月間かの指導だよ」と。慣れるまでなのかどうなのかわからないけど。どうもその辺で、こだわるべきものでもないんだけど、どうも12月に改正された、私もわかっているんですけども、やはり臨時、そして「1年間真面目に勤めたよ」と。その人を評価して、「2年目以降になると非常勤職員になるんだよ」というふうな理解をしているわけです。そうであれば、教育委員会なんて期限付きの場合は、ましてこの25年度だけのものと判断しているんだけど、その辺はどうも、きちっとこの辺は「等」とつけてしまえばそれはそれで包含されてしまうけれども、私とすれば理解しがたい。ということは、雇われている本人にすれば臨時なのか非常勤なのかそんなのわからないでしょ。あくまでも使われている人は臨時だと思ってるんですよ。そうやって対相手があることなので、この辺は「等」で包含していいものなのかどうなのか、その辺もうちょっと見解を伺いしておきます。

○議長(岩館俊幸君) 副町長。

○副町長(大野泰君) ただいまのご指摘なんですけれども、規則の制定につきましては非常勤職員等の任用に関する規則ということで一括りにしているんです。その中に、臨時職員という考え方があるということで、非常勤職員等という表現に統一させていただいてというのが今回の提案の仕方です。ですから、非常勤職員等という中に条件付きということではなくて、そこは期間は決まっておりますけれども、それを条件付きということではなくて、非常勤職員等の採用に関する規則ですけれども、その中の項目にある臨時職員という扱いです。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後14時16分
再開 午後14時16分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。
暫時、休憩をいたします。

休憩 午後14時17分
再開 午後14時18分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。
ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。
最初に、議案第5号について討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決を行います。
お諮りいたします。

議案第5号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第1号について討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決を行います。
お諮りいたします。

議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第2号について討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決を行います。
お諮りいたします。

議案第2号 平成25年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原

案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 平成25年度木古内町水道事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(岩館俊幸君) 日程第9 議案第4号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第4号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の新旧対照表につきましては、議案説明資料 資料番号1の2ページから11ページに添付しておりますので、ご参照を願います。

改正内容につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月29日法律第3号で改正されたことに伴い改正を行うものでございます。

附則といたしまして、第1条では施行期日を規定しており、第2条、第3条及び第4条では経過措置を設けております。

なお、詳細につきましては、町民税務課長より説明をさせますので、ご審議をお願い申し上げます。

○議長(岩館俊幸君) 町民税務課長。

○町民税務課長(大瀬政廣君) 議案第4号 木古内町税条例の一部を改正する税条例について説明させていただきます。

お手元に配布されております新旧対照文に基づいて説明をさせていただきますが、用語及び表現の整理や条例並びに附則条項の番号の変更等につきましてはできるだけ省略をし、主に改正される条項について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

新旧対照表の2ページをお開きください。

第34条の7、個人町民税の寄付金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの期間に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の税率に復興特別所得税率の条文を追加するも

ので、平成26年4月1日より施行されます。

2ページの中段でございます。第54条第5項、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業又は業務の廃止に伴い特例措置を廃止するもので、これは25年4月1日より施行されます。

3ページ下段から4ページ上段です。131条第4項、特別土地保有税関係ですが、この条文もただいまご説明申し上げましたとおり、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業又は業務の廃止に伴い特例措置を廃止するもので、平成25年4月1日より施行されます。

続きまして4ページ中段です。附則第3条の2関係です。

国税における延滞税及び還付加算金の見直しに伴い、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率の算出方法を改正するものです。

続きまして、5ページお願いいたします。附則第4条関係です。ただいま説明をいたしました、附則第3条の2第2項新設に伴う語句の整理で、平成26年1月1日より施行されます。

続きまして、6ページをお願いします。附則第4条の2は、租税特別措置法改正に伴う項番号改正です。平成26年1月1日より施行されます。

中段、附則第7条の3の2関係です。個人町民税における住宅借入金等特別税額控除額について、平成26年4月1日より平成29年12月31日まで適用期限の延長をするもので、平成27年1月1日より施行されます。

続きまして、7ページをお願いいたします。附則第7条の4関係です。第34条の7と同様、寄付金税額控除に係る読み替えて、平成26年1月1日より施行されます。

続きまして、7ページの中段。附則第17条の2、長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る租税特別措置法の改正に伴う項番号の改正で、平成26年1月1日より施行されます。

続きまして、8ページをお開きください。附則第22条の2、東日本大震災の津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の課税特例などの適用を受けるための、条文・条項の整備で、平成26年1月1日施行されます。

続きまして、10ページをお開きください。第23条、東日本大震災により、所有していた居住用家屋が滅失等により家屋敷地の用を果たさなくなった土地を譲渡した場合の課税に対する特例措置の追加と、項番号の改正でございます。これは、平成27年1月1日より施行されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第3回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

大変どうもご苦勞様でございました。

(午後2時28分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年4月19日

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

署 名 議 員 平 野 武 志

署 名 議 員 竹 田 努